

那覇市自転車駐輪場利用約款

(目的)

第1条 この約款は、道路交通の円滑化及び良好な生活環境の確保に資するため、那覇市管理道路上に設置された自転車駐輪場の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(自転車駐輪場の設置及び管理)

第2条 那覇市管理道路上に設置されている区画表示内の駐輪帯を那覇市自転車駐輪場(以下「駐輪場」という。)と定め、管理は那覇市(以下「管理者」という。)が行う。

2 前項の区画表示は、白線で表示するものとする。

(駐輪できる自転車)

第3条 駐輪場に駐輪できる自転車は、道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第11号の2に規定する自転車(以下「自転車」という。)とする。

(駐輪場の利用目的、利用料及び利用時間)

第4条 駐輪場の利用は、公共交通機関への乗り継ぎを目的とする場合に限る。

2 駐輪場の利用料は無料とし、利用時間は1回の利用につき24時間以内とする。

(利用の休止及び制限)

第5条 管理者は、駐輪場の補修その他の理由により、駐輪場の全部又は一部の利用を休止し、又は制限することができる。

(禁止行為)

第6条 駐輪場を利用する者(以下「利用者」という。)は、駐輪場において、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 他の自転車の駐輪を妨げること。
- (2) 自転車以外の車両を駐車し、又は駐輪すること。
- (3) 第4条第2項に規定する利用時間を超えて駐輪すること。
- (4) その他駐輪場の管理に支障を及ぼすおそれのある行為をすること。

(駐輪の拒否)

第7条 管理者は、前条に規定する行為があると認める場合には、利用者に対して駐輪を拒否することができる。

(管理上支障のある自転車その他の物件の措置)

第8条 管理者は、第6条に規定する行為があると認められる場合には、自転車その他の物件(以下「自転車等」という。)の占有者又は所有者(以下「占有者等」という。)に対し、占有者等の自転車等に札又はステッカーを貼付する等により、同条に違反している旨を警告することができる。

- 2 管理者は、占有者等が前項の規定による警告を受けた日から起算して7日後までに自転車等の移動を行わない場合には当該自転車等を放置車両として、当該自転車等を駐輪場から撤去し管理者が指定する場所に保管することができるものとする。
- 3 管理者は、自転車等の撤去及び保管時において、自転車等及びこれらと駐輪器具を連結したワイヤー等の破損については、管理者はその責を負わないものとする。
- 4 管理者は、自転車等を撤去し保管した場合には、保管を始めた日から起算して14日間その旨を那覇市道路管理室において公示するものとする。
- 5 管理者は、公示後6箇月以内に自転車等を返還することができない場合には、廃棄等の処分を行うことができるものとする。
- 6 自転車以外の車両の駐車若しくは駐輪又は物件の放置については、その他の法令等により罰則を適用される場合がある。

(原状回復義務及び損害賠償)

第9条 利用者は、駐輪場の施設を損傷又は滅失させた場合には、管理者の定めるところによりこれを直ちに原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(盗難及び損害の責任)

第10条 管理者は、駐輪場内における盗難及び損害については、その責を負わないものとする。

(利用者の同意)

第11条 利用者は、この約款に同意のもと、駐輪場を利用できるものとする。

この約款は平成22年6月1日から施行する。